

第一章

計画策定にあたって

Introduction

計画策定の目的

長い歴史を背景とした文化資産、文化の多様性、そして優れた文化施設とそこで行われる市民の文化芸術活動は大和市の誇りであり、貴重な財産です。これらを後世に引き継ぐとともに、さらに新たな文化を生み出していくことが、心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現につながります。

大和市は、文化芸術の持つ多様な力に早くから着目し、平成 21 年（2009 年）に「大和市文化芸術振興条例」を制定し、また、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 23 年（2011 年）より「大和市文化芸術振興基本計画」を策定し、その後、平成 26 年度（2014 年度）及び平成 31 年度（2019 年度）に改定を行い、ハード、ソフトの両面から、さまざまな施策・事業を展開してきました。

このたび、第 3 期にあたる同計画が、令和 6 年度（2024 年度）をもって最終年度を迎えたことから、その内容を見直し、コロナ禍や SDGs 等の社会状況の変化を踏まえながら、大和の文化芸術のさらなる発展を図るための新たな計画を策定することとしました。



計画策定の基本的な考え方

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術振興の基本理念や特に力を注ぐ施策を定めています。

この考えは、計画の策定や施策を進めるうえでの基本となるものです。

本計画の策定において、前提となる考え方は、大和市文化芸術振興条例の第2条、第5条、第6条に定められています。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

（子どものための施策推進）

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

（多文化共生のための施策推進）

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。



計画が対象とする文化芸術の領域

この計画が対象とする文化芸術の領域は、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財など「文化芸術基本法」に例示されているものを基本とします。また、どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。

文化芸術基本法における文化芸術の範囲

芸術

▶文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術

▶映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器を利用した芸術

伝統芸能

▶雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能

▶講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生活文化

▶茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

国民娯楽

▶囲碁、将棋その他の国民的娯楽出版物及びレコード等

文化財等

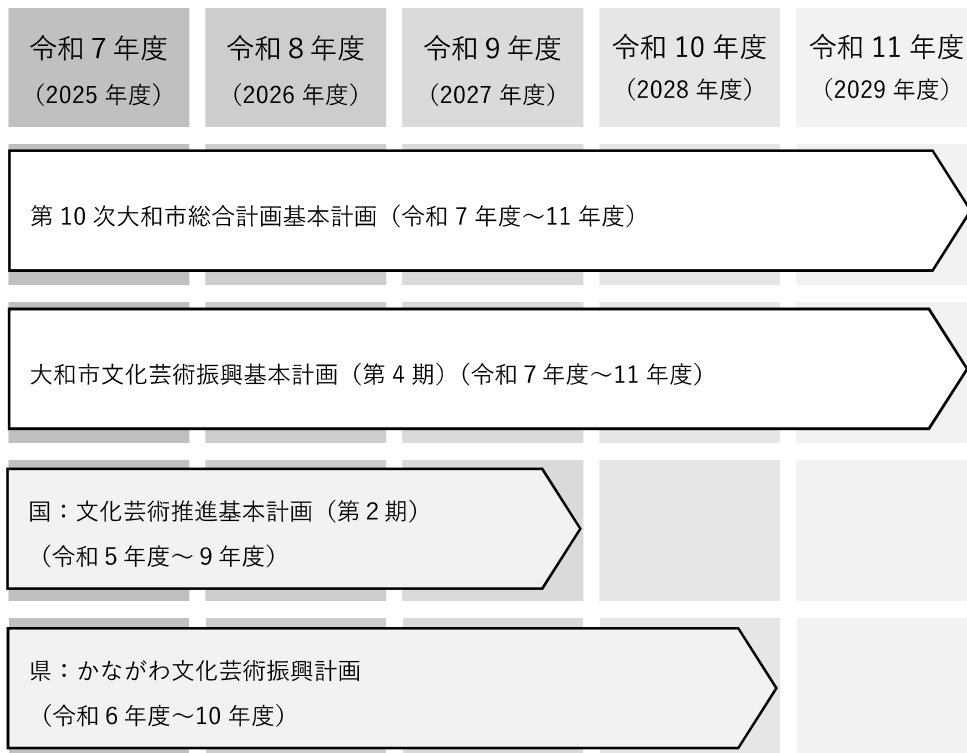
▶有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域における文化芸術

▶各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

計画の期間

本計画は、市の最上位の計画である「第 10 次大和市総合計画」の基本計画との整合を図り、計画の期間を令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。



計画の位置づけ

文化芸術振興条例の理念を具現化する計画

大和市文化芸術振興条例は、文化芸術の振興を図るという大和市の意思を明確に示したものです。

文化芸術振興基本計画は、この条例の第7条の規定に基づき策定するプランであり、文化芸術施策を推進する際の拠り所となるものです。

将来都市像を文化芸術の側面から実現する計画

第10次大和市総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる計画です。

文化芸術振興基本計画は、第10次大和市総合計画が掲げる将来都市像を文化芸術の側面から実現する個別計画の位置づけを持つものとします。

市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

大和市文化芸術振興条例には、第3条に市民の役割、第4条に市の役割をそれぞれ定めています。

文化芸術振興基本計画は、文化芸術に関わる各主体の役割を明らかにし、市の目指すべき方向を皆で共有することのできるものとして位置付けます。

文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、国の施策との連携を図る計画

文化芸術基本法第7条の2には、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画「地方文化芸術推進基本計画」を策定するよう努めることが規定されています。

文化芸術振興基本計画は、同法に規定する「地方文化芸術推進基本計画」の位置付けを持ち、必要に応じて国との連携を図るプランとします。